

教育政策の決定におけるエリートの研究

創価大学 熊谷一乗

I 研究の基本的枠組について

教育政策についてはさまざまな定義が与えられているが、ここではつぎのように規定しておきたい。すなわち教育政策は公権力が公的教育活動のための資源配分に関して権威的に明示した目的と手段の体系である。この定義は公教育の運営に関する公権力の教育意思の権威的表示というようにいいかえることもできる。というのも公教育の運営に関する問題は公的教育活動にどのように公的な資源の配分を行うかということであるといつてよいからである。つまり公教育の運営に関する教育意思は具体的にはいかなる教育活動に“なぜ、いつ、どれだけ”教育的に価値をもつ資源を配分するかを明かにすることによって示されるのである。本研究では教育活動への資源配分という観点から教育政策をとらえることにする。

なお、ここでいう資源は物的資源にはかぎられない。物的資源のほかに時間的資源、関係的資源（人間関係、組織を維持することにかかわる資源）人的資源、内容的資源（教材、教育目標、教育手段）を含む広い概念である。

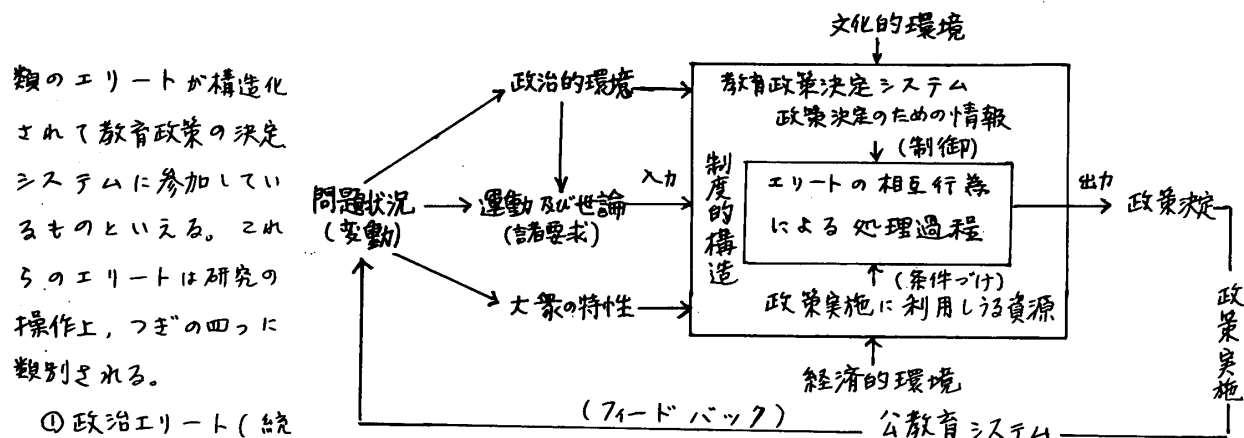
教育政策の決定とは公権力の教育意思の具体的な明示を決定することである。すなわち教育政策の決定とは公権力が物的、時間的、関係的、人的、内容的資源を公的教育活動にいかに配分するかを決めることであるといえよう。教育政策の決定される過程はつぎの四段階をとるものと考えられる。すなわち問題の意識化—立案—審議—決定である。本研究では以上の決定過程をD・イーストンの政治システム分析の枠組を参考にして政策決定システムの概念においてとらえ、インプット—アウトプット分析によってその作動のメカニズムを明らかにすることとする。

教育政策決定システムは制度的構造（政策決定の機構、手続、法規、体制イデオロギーから成る。）政策決定過程への制度的参加者およびその相互行為、政策決定のための情報、政策実施に利用しうる資源の四つの要素からなり、インプットされたものを一定の処理過程を通して処理し、アウトプットとして政策決定を行なう。教育政策の決定は一定の制度的構造のなかで制度的参加者がインプットされる要求に対し政策決定のための情報にもとづき政策実施に利用しうる資源の配分をめぐる相互に作用しあうことを通して行われるものと考えられる。制度的参加者の相互行為は入力されたものを処理しアウトプットを決定する作用の中核であり、教育政策決定システムの中心的な位置を占めているといえる。

教育的政策決定過程への制度的参加者は社会のエリートであると考えられる。ここでエリートについては、V・パレット、C・ライト・ミルズ、H・ラスウェル、麻生誠らの見解を参考にし、とくに社会の公的意思決定への参加という点からつぎのように規定しておきたい。すなわち、一般的に承認された優秀な内的属性と有利な外的属性を有し、社会の公的意思決定に参加し、影響をおよぼしている、またはおよぼしうる人物をエリートと呼ぶことにする。教育政策の決定はいうまでもなく社会の教育に関する公的意思決定の一つであり、その決定への制度的参加者はエリートとみなされてよいのである。

こうして教育政策の決定システムは制度的参加者としてのエリートの相互作用による処理過程を中心に作動するものと考えられる。教育政策の決定システムに参加するエリートは単一ではない。いろいろな領域を代表する多様な種

別表 教育政策決定のシステム枠組



①政治エリート(統治権力の保持者、軍部の代表、議会の代表)
②経済エリート③社会エリート(マスコミ機関の代表、評論家、階級的代表たとえば貴族あるいは労働団体の代表)④文化エリート(学界の代表、教育界の代表、その他文化的領域の代表)

以上四つに大別されるエリート集団の相互行為による処理過程は教育政策決定システムの中の中心的な位置を占めているが、このことはエリートが教育政策の決定において他を圧する支配的要因であるというわけではない。なぜなら、教育政策の決定過程におけるエリートの相互行為は多くの要因に拘束され影響されているからである。エリートの教育政策決定行為を拘束し規定する要因としてつぎのようなものがあげられる。

①制度的構造②資源の質と量および経済的環境③大衆の特性④関係団体の運動及び世論⑤政治的環境(憲法の枠組、政党の勢力配置など)⑥文化的环境(伝統的文化の根強さ、海外文化の影響)これらの規定要因を考察するうえで基本的なことはエリートの教育政策決定行為を情報が制御し資源が条件づけているというメカニズムの理解である。

以上のことをまとめてエリートの相互行為による処理過程を中心に教育政策決定のプロセスを図示すれば別表のようにあらわすことができる。この「教育政策決定のシステム枠組」は教

育政策の決定におけるエリートを研究するうえでの基本的枠組である。

II. (略)

III. 本研究の対象

本研究では、研究の第一段階としてわが国の教育政策決定に制度的に参加するエリートの条件、教育政策決定におけるエリートの相互作用のパターン、相互作用を研究することに研究の焦点をいぼり、つぎの教育政策審議機関の成立、構成、審議過程、審議案件を分析の対象とする。

- ①臨時教育会議(1917年9月—1919年5月、内閣総理大臣に直属)
- ②文政審議会(1924年4月—1935年12月、内閣総理大臣に直属)
- ③教育審議会(1937年12月—1942年5月、内閣総理大臣に直属)
- ④教育刷新委員会(のちに教育刷新審議会と改称、1946年8月—1951年11月、内閣総理大臣に直属)

この研究では以上のような国の教育政策審議機関を教育上の諸問題への国家的対応のためにエリートを動員し、組織化し、その凝集性を高めて政策集団に形成し、国家の教育意思の決定を媒介する制度として把握する。

分析の内容は榮表のさいに議る。